

本庁と総合支庁との事務権限見直し結果一覧（平成29年度調整分）

1 本庁から総合支庁へ移譲するもの

（1）事務権限（1件）

	本 庁 所管課	総合支庁 所 管 課	事務の名称	移譲 時期
1	観光立県推進課	地域産業経済課 観光振興室	改正旅行業法に基づく「旅行サービス手配業」の登録等に関する事務	H29. 12